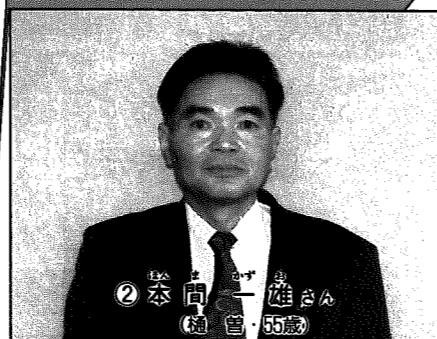


ご紹介いたします

新 農業委員会委員

〔立候補届出順〕

先月十八日、岩室村農業委員会委員の任期満了に伴う選挙の告示が行われ、選挙選出委員定数十人に対し、当日届出を行った候補者数が定数を超えなかつたため、無投票による当選が決まりました。農業委員会は、村の独立した行政機関で、「地域農業の生産力向上や農業経営の安定及び農民の地位向上」を目的として活動しています。もしも、農業に関する問題がありましたら、お気軽にご相談ください。なお、この十名の選挙選出委員のほか、村議会から推薦を受けた委員二名、農協及び農業共済組合から推薦を受けた各一名の選任委員の合計十四名で構成されています。農業委員会事務局 ☎82-5719



地域振興券 Q & A



- Q. 地域振興券は、何もしなくても送られてくるのですか？
A. 対象者には、3月10日までに書留郵便で、「地域振興券引換券」が送られてきます。その引換券と印かんをもって、3月14日に岩室・間瀬・和納の各会場で手続きをしてください。振興券は、もらったその日から使えます。
- Q. 地域振興券の使える期間は？
A. 平成11年の3月14日(日)から9月13日(月)までです。
- Q. どの店でも使えますか？
A. 岩室村にある店だけです。(使える店にはポスターが張ってあります) =写真下=
- Q. おつりはもらえますか？
A. もらえません。
- Q. 振興券は、だれでも使えますか？
A. 交付された本人及び代理人(奥さん等)、使用者(子ども等)に限ります。
- Q. 振興券を売ったり、交換したりできますか？
A. 交換、譲渡、売買はできません。
- Q. 振興券をなくした場合はどうすればいいのですか？
A. なくしたり、盗まれたりしても、再発行はできませんので、しっかりと管理してください。
- Q. 振興券が使えないものはどんなものがありますか？
A. 以下のものにはつかえません。
◆電気、水道、ガス、電話等の料金及びNHK受信料、公共ギャンブル、宝くじ等国や公共団体への支払い
◆出資、債務の支払い
◆有価証券の購入
◆商品券やプリペイドカードの購入
◆切手やハガキの購入
◆交通機関の定期券 など



地域振興券の
引換日は
3月14日(日)です
引換券(対象者には3月10日までに郵送)を持って
各会場へどうぞ

若い親の子育て支援、高齢者層等の経済的負担の軽減、及び地域経済の活性化を図ること等を目的に、『地域振興券』を3月14日に交付します。手続きを確認のうえ、間違いのないよう引換え会場へお越しください。

《これからの流れ》

- ①3月10日までに「地域振興券引換券」が書留郵便で届きます。
- ②届いた「地域振興券引換券」と「印かん」を持って各地区の会場で交付を受けてください。

岩室地区	岩室村役場 事務室
間瀬地区	間瀬地区 公民館
和納地区	農村環境改善センター

■受付時間/午前9時~午後4時30分



村内のお店等で、9月13日(月)までの6か月間に使用してください。

お問い合わせ：役場観光商工課 (☎82-5715)